

## 『医療費のお知らせ』の送付について

令和5年1月下旬に「医療費のお知らせ」をお送りしますので、受診状況等のご確認をお願いいたします。

【対象期間】令和3年11月診療分～令和4年10月診療分（※1）

【対象者】12月23日時点で在籍している被保険者及び被扶養者（※2）

【送付先】①被保険者及び被扶養者 お勤め先の事業所  
②任意継続被保険者 ご自宅

（※1） 診療費の請求が健康保険組合に届くのが、診療月から早くて2か月後になります。

このため、発行時期の関係上、10月診療分までの記載となります。

（※2） 資格喪失されている方には一括発行はしておりません。

発行を希望される方は、個別で発行いたしますので、発行願の提出をお願いします。

発行願はこちらよりダウンロードしてください



問い合わせ先

東京都電気工事健康保険組合 給付課 03-3861-1853

～ 医療費のお知らせは医療費控除の申告で使用することができます～

医療費控除の申告に使用する場合、令和4年11月以降の診療や請求が遅れているもの、医療費のお知らせに記載されていないものについては、領収書により申告していくことになります。

医療費控除の申告に関することは、  
最寄りの税務署にお問い合わせください。



国税庁 所得税確定申告ページはこちら